

高齢者の居住安定確保プラン（一部改定案）についての意見募集結果

1 意見募集の期間 令和6年2月1日（木曜日）から同年3月1日（金曜日）まで
 2 応募件数 2件（個人1名）

| 番号 | ご意見 | ご意見に係る都の考え方 | 関連頁 |
|----|---|---|---------------|
| 1 | <p>特別養護老人ホーム等の老人福祉施設について、高齢者やその家族が「住み慣れた地域の近くに入居したい。」という希望があることは『プラン』の指摘のとおり。</p> <p>23区で現在居住している高齢者が、住み慣れた地域の近くの老人福祉施設に入居希望があっても「三多摩や都外なら空きがある。」と窓口で案内されるのが現状である。</p> <p>都内の土地建物の価格の高騰によりなかなか施設の用地や建物の確保は困難であることは理解する。</p> <p>本プランでは「公有地（公有地を含む）の活用」「都営住宅のストックを活用した」整備の促進をかかげている。本プランでは、足立区内や新宿区内での実績を紹介している。</p> <p>目黒区内でも従来存在していた都営住宅の一部（30戸程度）を「特別養護老人ホーム」と「認知症グループホーム」に転用する計画が検討されている。</p> <p>そこで以下の意見を申し述べる。</p> <p>（1）都営住宅改修時や再整備の際に都営住宅戸数を減らすことは問題がある。再整備ならば、都営住宅の管理戸数（居住戸数）総数を守るために代替え（都内地域）を検討すべき。</p> <p>（2）「いずれも住宅確保が困難な高齢者の住まいの確保となる。」「都営住宅は都内全域から入居するが、区内に施設をつくれば区民優先で入居できる」という論法では困る。「公有地確保」のために都や区市町村が無理のある施設の統廃合・民営化を推進する結果になるのは心配。都民の将来や住宅以外の需要も視野に入れるべき。</p> | <p>都営住宅については、良質なストックとして維持・更新していくため、昭和40年代以前に建設された住宅を、地域の特性や老朽化の度合い等を勘案しながら、計画的に建替えを推進します。</p> <p>なお、建替えに当たっては、地元自治体の基本構想等に整合させながら、福祉関連施設等の公益的施設を整備しております。</p> | 33 ～ 40 |
| 2 | <p>「プラン」は現状で民間住宅における貸主が「協調性」「支払」の不安で入居制限する実態を述べている。</p> <p>また、貸主の不安の軽減のため「見守り」「死亡時の葬祭」「家財の片づけ」の「あんしん居住制度」の確立や介護支援サービスや居住支援協議会との連携を打ち出している。これは評価したいと思う。</p> <p>さらに以下の制度構築を加えることを提案する。</p> <p><目黒区で実施している高齢者の家賃助成制度をベースに東京都家賃助成制度の創設を検討してほしい。></p> <p>（1）目黒区の家賃制度は、65歳以上で低収入にある者に対して6年間、一定の金額の家賃助成（定員80世帯）ものとなっている。これは限定的ではあるが</p> <p>①高家賃の居住者の生活支援となり、高齢者の居住の安定となる。</p> <p>②6年間の限定だが、その間「公的住宅応募」「老人ホーム入居申込」「次の居住先確保」のための検討・手続きの期間を確保し、チャンスを与える等の効果がある。</p> <p>（2）目黒区の家賃補助は正当な家賃の本人負担を軽減するもので、貸主が経済的に潤うものではない。そこで東京都が補助要綱を策定する場合は、貸主に対して「高齢者受入れ促進」の加算をつけて給付してほしい。</p> <p>（3）都内中心区の高家賃は深刻である。都営住宅当選や老人ホーム入所の待機者も多くなる。早期の検討をお願いする。</p> | <p>家賃助成制度につきましては、対象世帯の範囲、民間家賃への影響、財政負担の問題の他、生活保護制度との関係など多くの課題があるものと考えております。</p> <p>東京都では住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（東京ささエール住宅）において、家賃を低廉化する貸主を補助する区市町村の取組に対して、国と併せて財政支援を行っております。</p> | 43 ～ 46 |